

新型コロナウイルス の影響による緊急経営相談会

新型コロナウイルスの影響により「製品・サービスの受注・売上減少、客数減少」や「取引先の生産拠点・仕入れ先の変更に伴う調整コストの上昇」「従業員や顧客の感染防止対策等に伴うコスト増」など経営への影響が出ています。これらの経営上の問題に直面している経営者の皆様を対象に「緊急相談会」を開催いたします。

秘密厳守
相談無料

こんな
ご相談に
対応します。

- ①金融に関する相談 …………… 制度資金を活用した資金繰りなど
※緊急の相談に対応します。
- ②労務相談 …………… 従業員の雇用維持・休業への対応など
- ③補助金・助成金の活用相談 … i.ものづくり・商業・サービス補助金
ii.小規模事業者持続化補助金
iii.IT導入補助金
iv.雇用調整助成金

令和2年

●開催日時：**3/26 木 午前9時～正午** **予約制**

- 会場：松本商工会館 6階会議室 (松本市中央1-23-1)
- 相談員：日本政策金融公庫・長野県信用保証協会・社会保険労務士・中小企業診断士 他
- 相談方法：同日の相談会は、原則事前予約制です。
尚、緊急時はお電話によるご相談も受付ます。(TEL.32-5350)
- 申込方法：下記申込書をご記入の上FAXにてお申込みいただくか、Eメールまたは電話にてお申込みください。
受付後確認のご連絡をさせていただきます。
- ご持参物：金融相談の方は、最近の2期分の決算書及び昨年と本年の1月～3月の毎月の売上高が比較できる資料をご持参ください。(決算から半年以上過ぎている方は、直近の試算表を持参ください。)
- お願い：咳エチケットにご配慮ください。

主催 **松本商工会議所 中小企業振興部** 〒390-8503 松本市中央1-23-1 TEL.0263-32-5350 FAX.0263-32-1482
URL <https://www.mcci.jp> E-Mail soudan@mcci.or.jp

【新型コロナウイルスによる緊急経営相談会】申込書 ※申込書はホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.mcci.jp>)

事業所名			
住所	(〒)	電話	
代表者	相談者		
相談内容 (相談内容に○をしてください。)	① 金融相談	② 労務相談	③ 補助金・助成金の活用相談

※本申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、講演会開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講演会運営等に関する目的のみ使用します。

松本商工会議所
(中小企業振興部) 行 **FAX.0263-32-1482**

新型コロナウイルス対策の制度支援策一部抜粋

《日本政策金融公庫国民生活事業》（新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付）

1. 新型コロナウイルス感染症の発生により一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方。
 - (1)最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること。
 - (2)中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること。
2. 資金の使いみち：経営を安定させるために必要な運転資金
3. 融資限度額：別枠1千万円（旅館業を営む方は、別枠3千万円）
4. 融資期間：7年以内（措置期間は2年以内）
5. 利率：基準利率。ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については特別利率C（基準利率-0.9%）
6. 取扱期間：令和2年2月21日（金）から令和2年8月31日（月）まで

《松本市中小企業融資制度》（景気変動対策資金）

1. 条件 次のいずれかに該当すること
 - ア. 最近3か月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少
 - イ. 最近6か月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少
 - ウ. 最近3か月の売上高が2年前または3年前の同期に比べ、15%以上減少し、かつ前年同期に比べ5%以上減少
2. 融資限度額：3,000万円
3. 融資利率：年利1.6%（うち市利子補給利率は0.8%）
4. 融資期間：7年以内（措置期間は1年以内）
5. 信用保証料：市が5分の4を補給（セーフティネット保証利用の場合は自己負担無し）

《長野県中小企業融資制度》（経営健全化支援資金 経営安定対策）

1. (1) セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方
(2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方
 - ア. 最近3か月間の売上高または売上高経常利益率（収益性）が前年同期に比べ5%以上減少
 - イ. 直近決算期の収益性が1期または2期前に比べ減少
2. 融資限度額：設備資金：6,000万円 運転資金：8,000万円
3. 融資利率：年利1.9%
4. 融資期間：設備資金：10年以内（措置期間は1年以内） 運転資金：7年以内（措置期間は1年以内）
5. 信用保証料：県・市が5分の4を補給

《経済産業省関係》

1. サプライチェーン
 1. 生産性革命推進事業
サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援。
 - i. ものづくり・商業・サービス補助金
 - ii. 小規模事業者持続化補助金
 - iii. IT導入補助金
2. 経営環境の整備
 - ① 雇用調整助成金
日中間の人の往來の急激による影響を受けるなど一定の要件を満たす事業主について、支援要件を緩和。
(助成内容) 休業時の休業手当等については、中小企業は2/3助成する。